

正誤表

下記のとおり、誤記（下線部分）がありましたので訂正いたします。

○18 枚目（P11） 表 14 審査請求の件数と処理状況

(正)

(単位：件、%)

	処理すべき件数			処理済	取下げ	処理中 (次年度に持ち越し)			
	新規審査 請求件数	前年度か らの持ち 越し件数				処理方針の 検討中、審 査会への諮 問準備中等	審査会に 諮問中	審査会の 答申後、裁 決の準備 中	
令和3年度 (比率)	33,557 (100)	13,078	20,479	27,119 (80.8)	82 (0.2)	6,356 (18.9)	5,426 (16.2)	715 (2.1)	215 (0.6)
令和2年度 (比率)	26,395 (100)	13,753	12,642	5,900 (22.4)	39 (0.1)	20,456 (77.5)	19,611 (74.3)	726 (2.8)	119 (0.5)

(誤)

(単位：件、%)

	処理すべき件数			処理済	取下げ	処理中 (次年度に持ち越し)			
	新規審査 請求件数	前年度か らの持ち 越し件数				処理方針の 検討中、審 査会への諮 問準備中等	審査会に 諮問中	審査会の 答申後、裁 決の準備 中	
令和3年度 (比率)	33,557 (100)	13,078	20,479	27,119 (80.8)	82 (0.2)	6,356 (18.9)	5,426 (16.2)	<u>716</u> (2.1)	<u>214</u> (0.6)
令和2年度 (比率)	26,395 (100)	13,753	12,642	5,900 (22.4)	39 (0.1)	20,456 (77.5)	19,611 (74.3)	726 (2.8)	119 (0.5)

○21 枚目（P14） 本文 19、20 行目

(正)

また、調査日現在、審査会の答申を受けて裁決の準備中である215件のうち、答申を受けてから既に60日を経過しているものが111件 (51.6%) となっている。

(誤)

また、調査日現在、審査会の答申を受けて裁決の準備中である214件のうち、答申を受けてから既に60日を経過しているものが111件 (51.9%) となっている。

○21 枚目 (P14) 表 18 審査会の答申を受けてから裁決をするまでの期間

(正)

(単位：件、%)

	審査会の答申を受けて 裁決を行った件数		審査会の答申を受けて 裁決の準備中である件数	
		うち答申を受けてから 裁決まで60日超を要し たもの		うち答申を受けてから の経過日数が60日を 超過しているもの
令和3年度 (比率)	604 (100)	100 (16.6)	<u>215</u> (100)	111 (51.6)
令和2年度 (比率)	666 (100)	116 (17.4)	119 (100)	56 (47.1)

(誤)

(単位：件、%)

	審査会の答申を受けて 裁決を行った件数		審査会の答申を受けて 裁決の準備中である件数	
		うち答申を受けてから 裁決まで60日超を要し たもの		うち答申を受けてから の経過日数が60日を 超過しているもの
令和3年度 (比率)	604 (100)	100 (16.6)	<u>214</u> (100)	111 (51.9)
令和2年度 (比率)	666 (100)	116 (17.4)	119 (100)	56 (47.1)

○37 枚目 (P30) 11 審査請求の件数と処理状況

(正)

(単位：件)

行政機関名	処理すべき件数		処理済 (裁決により処理を終 了した件数)	取下げ	処理中(次年度に持ち越し)				
	新規審査請求 件数	前年度からの 持ち越し件数			処理方針、審査会への 諮問準備中等	審査会に諮問中	審査会の答申を受けて 裁決の準備中		
(略)									
金融庁	16	7	9	7	0	9	1	2	1
(略)									
計	33,557	13,078	20,479	27,119	82	6,356	5,426	<u>715</u>	215

(誤)

(単位：件)

行政機関名	処理すべき件数		処理済 (裁決により処理を終 了した件数)	取下げ	処理中(次年度に持ち越し)				
	新規審査請求 件数	前年度からの 持ち越し件数			処理方針、審査会への 諮問準備中等	審査会に諮問中	審査会の答申を受けて 裁決の準備中		
(略)									
金融庁	16	7	9	7	0	9	1	2	0
(略)									
計	33,557	13,078	20,479	27,119	82	6,356	5,426	<u>716</u>	214

○41 枚目 (P34) 15 審査会の答申を受けてから裁決をするまでの期間

(正)

(単位:件)

行政機関名	審査会の答申を受けて裁決を行ったもの		審査会の答申を受けて裁決の準備中	
		60日超		60日超
(略)				
金融庁	7	0	1	0
(略)				
計	604	100	215	111

(誤)

(単位:件)

行政機関名	審査会の答申を受けて裁決を行ったもの		審査会の答申を受けて裁決の準備中	
		60日超		60日超
(略)				
金融庁	7	0	0	0
(略)				
計	604	100	214	111

○75 枚目 (p. 66) 表 9 不開示情報に該当することを理由とするもの及び存否応答拒否によるものの内訳

(正)

表 9 不開示情報に該当することを理由とするもの及び存否応答拒否によるものの内訳

(単位：件、%)

不開示情報の区分		不開示情報に該当 (比率)		存否応答拒否 (比率)	
		件数	比率	件数	比率
		3,777		69	
内訳	第 1 号 個人に関する情報	2,744	(72.7)	54	(78.3)
	第 1 号の 2 非識別加工情報等	3	(0.1)	0	(0.0)
	第 2 号 法人等に関する情報	1,636	(43.3)	14	(20.3)
	第 3 号 審議、検討等に関する情報	115	(3.0)	7	(10.1)
	第 4 号 事務又は事業に関する情報	1,324	(35.1)	18	(26.1)
	イ 国の安全等に関する情報	5	(0.1)	0	(0.0)
	ロ 公共の安全等に関する情報	45	(1.2)	1	(1.4)
イ及びロ以外		1,293	(34.2)	17	(24.6)

(誤)

表 9 不開示情報に該当することを理由とするもの及び存否応答拒否によるものの内訳

(単位：件、%)

不開示情報の区分		不開示情報に該当 (比率)		存否応答拒否 (比率)	
		件数	比率	件数	比率
		3,777		69	
内訳	第 1 号 個人に関する情報	2,744	(72.6)	54	(78.3)
	第 1 号の 2 非識別加工情報等	3	(0.1)	0	(0.0)
	第 2 号 法人等に関する情報	1,636	(43.3)	14	(20.3)
	第 3 号 審議、検討等に関する情報	115	(3.0)	7	(10.1)
	第 4 号 事務又は事業に関する情報	1,324	(35.0)	18	(26.1)
	イ 国の安全等に関する情報	5	(0.1)	0	(0.0)
	ロ 公共の安全等に関する情報	45	(1.2)	1	(1.4)
イ及びロ以外		1,293	(34.2)	17	(24.6)

○167 枚目 (P158) 調査日現在、処理方針の検討中、審査会への諮問準備中等
 としている事案のうち、審査請求を受けてから 90 日を超過しているもの

(正)

○ 調査日現在、処理方針の検討中、審査会への諮問準備中等としている事案のうち、審査請求を受けてから90日を超過しているもの(資料9)

独立行政法人等名	件数	要した日数	90日以内に諮問できなかった主な特段の事情(○)、再発防止策(⇒)
医薬品医療機器総合機構	1	799	<p>【特定医薬品にかかる治験実施計画書に係る文書】</p> <p>○審査請求書において求める内容が明確でないため書面で補正の求めを出したが応答がなく、その後、電話での確認連絡を行い、審査請求人から補正を行う旨の話があったもののその後も連絡がなく、情報公開担当部署においても再度書面での補正内容の追加確認を行っていなかったため。</p> <p>⇒審査請求人に口頭で補正の意思を確認したものの、相当の期間が経過しても回答がない場合には、書面を発出し、再度相当の期間を定めて補正を求めることとする。また、情報公開窓口においても事案の進行管理を徹底し、事案を滞留させないように努める。</p>

(誤)

○ 調査日現在、処理方針の検討中、審査会への諮問準備中等としている事案のうち、審査請求を受けてから90日を超過しているもの(資料9)

独立行政法人等名	件数	要した日数	90日以内に諮問できなかった主な特段の事情(○)、再発防止策(⇒)
医薬品医療機器総合機構	1	769	<p>【特定医薬品にかかる治験実施計画書に係る文書】</p> <p>○審査請求書において求める内容が明確でないため書面で補正の求めを出したが応答がなく、その後、電話での確認連絡を行い、審査請求人から補正を行う旨の話があったもののその後も連絡がなく、情報公開担当部署においても再度書面での補正内容の追加確認を行っていなかったため。</p> <p>⇒審査請求人に口頭で補正の意思を確認したものの、相当の期間が経過しても回答がない場合には、書面を発出し、再度相当の期間を定めて補正を求めることとする。また、情報公開窓口においても事案の進行管理を徹底し、事案を滞留させないように努める。</p>